平成 25 年 12 月 6 日

岸和田市長　野　口　　聖　様

岸和田市国民健康保険運営協議会
会 長　石　田　信　博

国民健康保険料の適正な賦課のための料率の調整について（答申）

平成 25 年 10 月 29 日付岸市国第 812 号をもちまして諮問のありましたみだしの件について審議した結果を別添のとおり答申します。

答　　申　　書

昭和 36 年創設の国民健康保険制度は、世界に誇る国民皆保険制度の最後の砦として、加入者の生命を守り、健康の保持・増進に大いに寄与しており、半世紀以上が経過した今なお、その枢要かつ重い使命は色褪せてはいない。

ただ、創設当初の自営業者のための健康保険という様相は大きく変化し、今や非正規雇用労働者や無職の加入者が多くを占め、また、高齢化も相俟って、財政基盤が脆弱であるという構造的問題を抱えている。来春からの消費増税に伴い、一定の公費投入が予定されているものの、国民健康保険が抱える諸問題を抜本的に解決するものではない。

かような状況下でも、国民健康保険に課された使命を全うすべく、加入者の信頼を得ながら、持続可能な制度運営を堅持する必要がある。その観点から、加入者に一層の保険料負担のお願いは回避しつつ、適正な保険料賦課を実現する必要があると思料し、本協議会は今般の諮問に対し、下記のとおり意見を申し上げる次第である。

記

1. 国民健康保険料を算定する際、保険給付費に充てる医療分、後期高齢者医療支援金に充てる後期高齢者医療支援金分（以下、「後期分」という。）及び介護保険納付金に充てる介護保険納付金分（以下、「介護分」という。）をそれぞれ賦課しているが、それらの収入額と支出額とに不均衡が生じている。

すなわち、後期分及び介護分の保険料額が所要額に比して低く、逆に医療分が高い状況である。

換言すると、後期分及び介護分の不足を医療分で賄っている。

特に年齢によって賦課の有無がある介護分について、対象加入者が過少な負担、対象外加入者が過多な負担となっており、適正な賦課とは

言い難い。
　それらを解消すべく、医療分の料率を引き下げ、同時に後期分及び介護分の料率を引き上げ、適正な料率とされたい。

2. なお、先にも述べたように、平成 26 年 4 月からは消費増税により、国民の負担が重くなることが見込まれる。
　加えて、40 歳以上 65 歳未満の加入者については、上記料率改定によって介護分の負担が増加することになる。
　それら重畳的負担増となる加入者に対しては特に、今回の改定趣旨及び内容を懇切丁寧に説明し、ご理解ご協力を頂く必要があることを付言する。